

入札制度改革基本方針

平成25年3月

小牧市

目次

- 1 入札制度改革基本方針策定の背景 P 2
- 2 今後の見通し P 4
- 3 入札制度改革の基本的方向 P 6
- 4 具体的取組み P 6
 - (1) 制限付き一般競争入札
 - (2) 指名競争入札
 - (3) 制限付き一般競争入札総合評価落札方式
 - (4) 電子入札
 - (5) 予定価格
 - (6) 最低制限価格
 - (7) 市内本店企業への発注拡大
 - (8) 前払金
 - (9) 暴力団等の排除
 - (10) 談合等の不正排除
 - (11) 工事における品質確保
 - (12) 技術力の向上
 - (13) 入札情報の公開
 - (14) その他
- 5 推進体制 P 9

1 入札制度改革基本方針策定の背景

建設産業は、建設投資額が平成4年度のピーク時から半減する中で、建設業許可業者数は平成4年度の建設投資ピーク時と比較して平成23年度は約9%の減少、建設業就業者数は約20%の減少となっています。

また、営業利益率は平成7年度以降、全産業平均を下回り、その中でも小規模な企業や土木を中心とする総合工事業において顕著となっている現状にあります。

このことは、建設投資の急激な減少により需給バランスが崩れ、競争の激しい状態が続いており、建設産業は企業数が過剰となっていることを示していると考えます。

また、売上高や利益の減少に伴う技能労働者の雇用環境の悪化が進んでおり、そのことが若年入職者の減少と就業者の高齢化をもたらしています。

こうした状況から、国は次の項目を課題として掲げています。

- ①災害対応、インフラの維持管理等の地域社会維持に支障をきたす事例が発生しており、今後も増加することが懸念される。
- ②技能労働者の雇用環境悪化により、建設産業の持続的発展に必要な人材確保が図れないことが懸念される。
- ③業務量の増減や繁閑の発生対応より下請負の重層化が進み、間接経費の増加による生産性の低下、労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化、品質の低下、安全指示の不徹底といった問題を生じさせている。
- ④建設産業への新規入職者が減少しており、担い手となる技術者が世代交代する中で、技術者の資質・技術力を維持、向上するための機会が減少している。

国は、こうした課題解消のため、次の方策を示し、取組みを進めています。

○ダンピング受注は、建設業の健全な発展を阻害するとともに、工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、賃金の低下、労働条件の悪化、安全対策の不徹底、コスト縮減のための重層下請負等につながりやすいことから、低入札価格調査基準価格、最低制限価格を適正に設定する。

(具体的方策)

- ・一般競争入札、総合評価落札方式入札を推進する。
- ・最低制限価格等の設定は、公契連モデルに基づき適正に算出する。
- ・歩切りは、公共工事の品質や工事の安全確保に支障を来すとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから行わない。

○地元の建設企業や資機材会社等の活用を図るため、発注に際して、競争性を確保しつつ地域要件を設定する。

(具体的方策)

- ・総合評価落札方式の採用を推進する。
- ・地域維持型契約方式の導入を図る。

○不良不適格業者を排除し、建設業法や社会保険・労働保険等の関連法令を遵守する適正、優良な企業が、入札において公平な条件の基で参加できる状況を確認できるよう、入札要件を設定する。

(具体的方策)

- ・予定価格、最低制限価格の事前公表は、建設業者の見積努力を損なわせ、真の技術力・経営力による競争について弊害を生じうることから、事後公表とする。
- ・建設業法違反等への適切な対応を進める。
- ・不正行為の排除のため捜査機関等との連携を強化する。
- ・企業の適正な評価を、受注者の選定に反映する。
- ・保険未加入企業の排除を進める。

本市においても、平成4年度の建設費137億5,386万円に対して、平成22年度は70億9,853万円と半減しており、同様の状況にあると推察されます。

従いまして、前記の建設業の置かれている課題は、本市の現状にも合致し、将来にわたる地元建設業の健全性を確保していくことが、現在、重要な課題となっています。

一方、公共事業には、最少の経費で最大の効果をあげるという使命が課されておりますが、本市が抱える多くの課題の解決を進める中で、こうした要求をどのような考えのもとに、調整を図りながら、最良の方策を導き出すかが問われています。

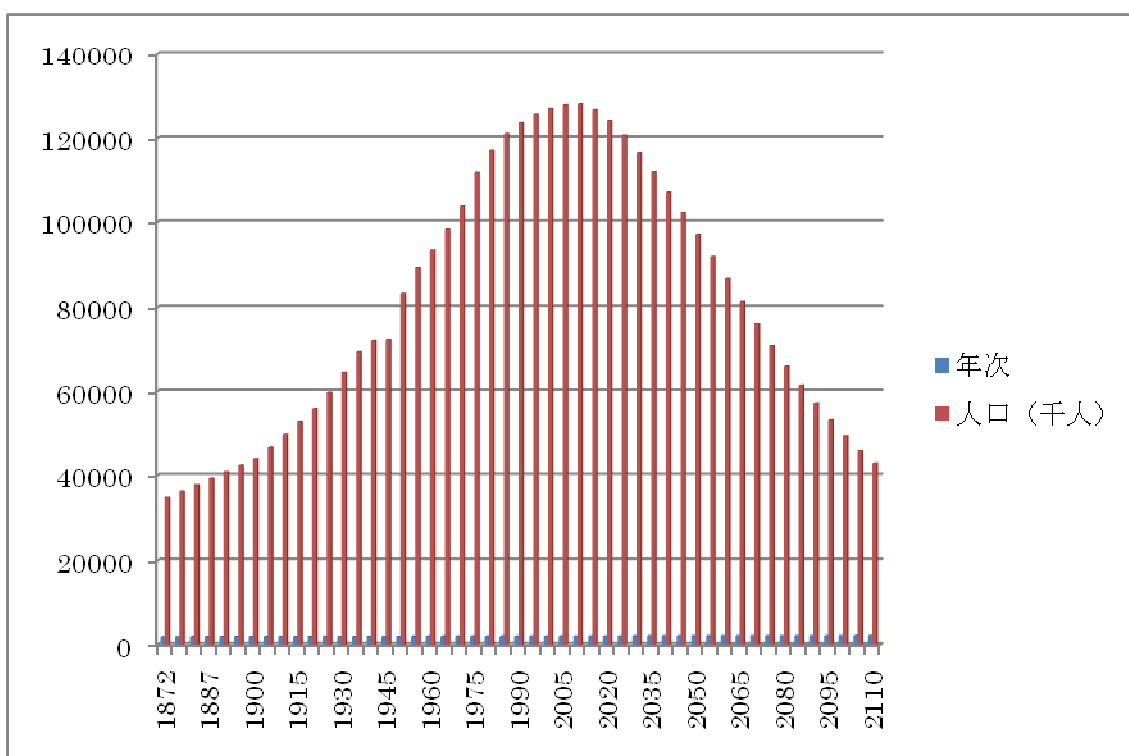
こうしたことから、本市の建設工事発注における、入札執行の方向性を明確にすることが、より適正な入札制度改革を進める上で必要と考え、このたび「入札制度改革基本方針」を策定することといたしました。

2 今後の見通し

日本の人口予測を見てみますと、超長期予測において2100年に4,959万人になるとの想定がされています。これは、1900年当時の人口と同程度であります。日本の人口は1900年から2100年にかけての200年間に、約5,000万人の人口から12,800万人まで増加、減少をしたこととなります。

1900年から2008年までの108年間は、右肩上がりの人口増の時代であり、2009年から2100年にかけての92年間は、右肩下がりの時代と予想されています。

右肩上がりの時代は、高齢者人口（1950年頃までは、全体の5パーセント程度）に対し生産年齢人口が多く、経済活動も活発であり、税収の伸びも将来的に増加を見込める時代であったのに対し、右肩下がりの時代は、高齢者人口の割合が全体の40パーセントを超え、福祉関連経費が大きく増加する状況の中で、税収は減少していくことが想定されます。



日本の人口

人口問題研究所資料より

こうした予測を踏まえ、将来を展望する中で、本市の入札制度改革について、改革を進めることが必要であります。

そこで、20年後の本市の人口予測を見てみますと、次のようになります。

小牧市の人口推移

国立社会保障・人口問題研究所推計

年	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035
年少人口(0-14)	23,054	22,046	19,916	17,937	16,446	15,637	15,083
2010年に対する比率	104.57	100.00	90.34	81.36	74.60	70.93	68.42
生産年齢人口(15-64)	102,500	99,406	95,820	94,150	92,872	89,888	84,697
2010年に対する比率	103.11	100.00	96.39	94.71	93.43	90.43	85.20
65歳以上人口	21,629	28,247	34,992	38,307	39,412	40,412	42,502
2010年に対する比率	76.57	100.00	123.88	135.61	139.53	143.07	150.47
総人口	147,183	149,699	150,728	150,394	148,730	145,937	142,282
2010年に対する比率	98.32	100.00	100.69	100.46	99.35	97.49	95.04

2010年を100とした場合、20年後の2030年においては、総人口が約2.5パーセント減少と、それほどの減少となっていませんが、65歳以上人口が約43パーセント増加しているのに対し、生産年齢人口は約10パーセントの減少、年少人口は約29パーセントの減少と、社会の活力が大きく後退することが予想されています。

具体的には、教育予算は減少するものの、福祉関係予算が大幅に増加することが予想され、2010年度をベースに考えれば、今後の予算編成において建設関係予算を大幅に減額せざるを得ない状況が想定されます。

一方で、高度成長期に建設された多くの構造物が耐用年数に近づき、計画的な維持補修や改修が迫られている状況もあります。

現在、本市は、総延長約900kmの市道、総延長約870kmの上水道施設、約1,900haをカバーする下水道施設、500箇所を超える橋梁、19保育所、16小学校、9中学校、104公園、100集会施設など多くの公共施設を有しており、その維持管理手法や、多くの施設が同時期に耐用年数を迎えることから、その更新工事の取り扱いが課題となっています。

生産年齢人口の減少、予算に占める福祉関係予算の増大といった見通しから、今後、建設関係予算は、より一層厳しい状況となる中、現在の施設整備水準をどのように確保し、新たな取組みをどのように進めて行くかが、現在問われています。

3 入札制度改革の基本的方向

市内建設企業の技術力を継続的に向上させることは、災害時の対応や市民生活に欠かすことの出来ないライフラインの維持など、本市にとっても重要な課題となっています。

今後、経済の縮小が見込まれる中、本市の建設業界においても、その経営に影響を受け、企業淘汰が進むことも想定されますが、市内建設企業を育成し、優良な企業が伸展する方策を実施することは、そうした課題への取組みとして必要と考えます。

市内建設業の発展に、行政が関わる部分は限定的であり、基本的には社会経済状況に委ねるところですが、市として継続的発展に寄与することは重要であり、今後一層の育成に対する取組みを強化します。

そのため本市は、「最少の経費で最大の効果の追求」、「適正な条件設定のもとでの競争性・公平性の確保」、「情報公開などによる透明性の確保」を基本原則としつつ、優良な市内建設企業の成長に軸足を置いた入札制度を目指すとともに、関係機関と幅広い連携を図りながら、有効な対策を講じることを入札制度改革の基本的方向とします。

4 具体的取組み

(1) 制限付一般競争入札

制限付一般競争入札は、そのデメリット部分や事務対応上の問題の整理を図りつつ、その対象を現在の設計額おおむね3,000万円以上の工事から順次引き下げを行い、施行の拡大を図ります。

また、制限とする参加要件において、工事成績評定点の活用など、優良な企業への配慮について検討を進めます。

(2) 指名競争入札

指名競争入札は、制限付一般競争入札の拡大に併せ、順次その対象を縮小します。

また、指名業者選定要領の選定基準を見直し、企業の規模などを勘案する中で市内企業の育成に配慮した入札参加指名選定を行います。

(3) 制限付一般競争入札総合評価落札方式

総合評価落札方式は、企業の提案や企業能力を入札に反映できるものの、市内企業参加工事における評価の有効性や工期の確保に配慮する必要があることから、当面は、その適用について、国の動向を参考としつつ、現在の小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱に基づき実施します。

なお、現在の最低制限価格の採用については、低入札価格調査制度の採用に改め、更に価格とそれ以外の評価の総合性を高めます。

(4) 電子入札

電子入札は、おおむね500万円以上の工事及び50万円以上の委託業務において実施していますが、より一層の拡大を図ります。

(5) 予定価格

予定価格を事前公表することで、入札参加業者・発注者の事務軽減（採算の見込めない入札回避、入札回数の低減）、不正行為の防止（贈収賄など）及び受注目安による入札不調減少から適切な発注時期の確保が図られており、現状において不都合がないことから、当面は事前公表を維持することとします。

ただし、今後弊害が生ずるようなことがあれば見直します。

(6) 最低制限価格

事前公表により、最低制限価格でのくじ引きが多発しているところですが。一方、試行的に実施している現行の算定式による最低制限価格の事後公表においては、くじ引きは発生しないものの、失格者が多く発生しており、入札不調による工事への影響が懸念されます。

こうしたことから、当面は最低制限価格の事後公表の拡大を図りつつ、その効果、課題を検証します。併せて低入札調査制度の導入や、新たな最低制限価格算定方法（現行の算定式方式を改め、入札平均価格からの算定による変動型最低制限価格制度など）の検討を進めます。

(7) 市内本店企業への発注拡大

市内本店企業で施工が可能と判断される規模の工事については、積極的に市内本店企業への発注を進めるなど、工事発注基準の見直しを行い、市内本店企業への発注拡大を図ります。

また、下請負として市発注工事に市内企業が参入しやすい環境づくりの検討など、小牧商工会議所等関係機関とも連携を図ります。

(8) 前金払

企業の経営環境の改善を図るため、現在の前金払制度に、中間前金払制度を付加することや、出来高融資制度を新たに導入することなど、建設資金に対する対応強化を進めます。

(9) 暴力団等の排除

小牧市暴力団排除条例により、暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないなど、暴力団の排除について小牧警察署との連携を強化し、排除に必要な措置を講じます。

(10) 談合等の不正排除

談合等の不正排除については、契約約款、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づき実施していますが、今後は、指名停止期間の適用において、より厳しい扱いとし、その判断基準の改定を進めます。

また、不正防止の取り組み強化や、不正を生みにくい事務管理方法について検討を進めます。

(11) 工事における品質確保

これまでの監督員の施工プロセスチェックリストによる監理を継続施行するとともに、工事施工中の現場確認の強化や工事成績評定を入札に反映することによる企業対応（品質、出来形など施工管理に対する工夫、改善）の促進など、より良い品質の確保を目指した取組みを進めます。

(12) 技術力の向上

市内企業の技術力向上のため、工事検査における指摘事項や標準仕様書等の改正にかかる情報などを企業に伝える方策の整備、工事表彰制度及び研修会の開催などを進めます。

(13) 入札情報の公開

入札関係情報のホームページへの掲載など、より多くの情報について、

公表拡大を進めます。

(14) その他

入札制度改革の基本的方向に則した施策について、調査・研究するとともに、有効な施策については、その施行に向けて積極的に取り組みます。

5 推進体制

この入札制度基本方針に沿った具体的な施策を策定し、施行可能なものから速やかに実施に移すこととします。

入札結果については、毎年度ごとに入札制度検討部会において検証を行いその結果を入札制度検討委員会に報告し、見直しも含め検討を行います。